

平成26年度 第2回放課後子どもプラン検討協議会議事録

- 1 日 時 平成26年7月9日（水） 午後6時30分～7時50分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1会議室
- 3 出席者 府中市放課後子どもプラン検討協議会委員（渡辺たき子、佐藤政利、北島章雄、佐藤明、川村英史、金子崇裕、玉木英夫、田代恵一）
8名
事務局（子ども家庭部児童青少年課 赤岩課長、放課後児童係 阿部係長、原田事務職員）3名
計11名
傍聴者 2名

4 内容

(1) あいさつ

（会長）

皆様こんばんは。お忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日の議題に関しまして、皆様に慎重に審議をしていただきながら、活発な議論をしていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(2) 配布資料の確認

事務局より、配布資料の確認を行う。

(3) 傍聴について

事務局より傍聴の申し出があることを説明し、委員の了承を得る。

傍聴者入場。

(4) 議題

ア 学童クラブ条例の改正等について

（事務局）

それではお手元に事前に送付いたしました資料1をご用意ください。府中市立学童クラブ条例の改正等について、こちらの資料の方から説明させていただきます。事前送付させていただきました資料1と資料2ですが、6月30日に開催されました、子ども・子育て審議会においても同様の内容でご報告させていただいております。本日の放課後子どもプラン検討協

議会で議論していただいた皆様の意見を7月18日に開催されます、次回の子ども・子育て審議会の方に反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料の説明をさせていただきます。平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法の趣旨に基づき、放課後児童クラブについては、地域子ども・子育て支援事業の一つと位置づけられ、全国的に質の改善と量的拡充が求められています。このような状況から、本市としましては「府中市立学童クラブ条例」の一部改正及び新たに民間事業者の学童クラブ事業参入を想定した「設備及び運営に関する基準」条例を制定するものです。

続いて2の、条例改正の内容を説明いたします。(1)府中市立学童クラブ条例の一部改正としまして、既存の条例では、入会資格を心身に障害のある児童を除き、「小学校1年生から3年生までに在学」としていた規定を「小学生」に改正し、対象を1年生から6年生に拡大します。

(2)児童福祉法の改正及び国指針に基づき、放課後児童が明るく衛生的な環境において育成されることを保障するため、最低基準を定めた設備及び運営の基準を条例で制定します。なお、条例は民間事業者が新たに学童クラブ事業の運営に参入した場合を想定しております。条例の内容については、放課後児童健全育成事業の一般原則、非常災害対策、職員の用件及び知識、技能の向上等以下となっております。

裏面を見ていただきまして、3の市の対応です。条例案の制定にあたっては、本市における学童クラブ事業の運営状況のほか、国における新制度の趣旨や国が定める基準の検討経緯・内容を踏まえ、国基準と異なる特別な事情や特性がない場合は、国基準に従うことを基本として、条例整備に向けた準備を進めます。

4の実施日といたしまして、平成27年4月1日からを予定しております。現在のところ子ども・子育て支援法が施行された日からこちらの条例の改正も施行されるとなっております。ただし子ども・子育て支援法の施行日が決まっておりませんが、想定では平成27年4月1日からとなっておりますので、府中市も同じ施行日を予定しております。

今説明させていただきました、新たな運営基準ですがこちらは国の基準に従った内容での制定となります。国基準はどうなっているのかということで、資料2をご覧ください。こちらが放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準で、国が省令で定めたものとなります。職員関係という中に「従うべき基準」と記載されておりますが、それ以外の項目につきましては、市町村が参酌して基準を定めることがで

きることにしています。それでは上の項目から説明させていただきます。

放課後児童健全育成事業者の一般原則等といたしまして、事業を利用している児童の人権への配慮、人格の尊重。地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明。運営の内容についての自己評価、結果の公表。放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備。軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等があります。

続いて職員の一般的要件等といたしまして、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと。常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと。放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保等が定められています。

設備関係といたしまして、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画の確保、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置。専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと。専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと。専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと等が基準として示されております。

職員関係ですが、こちらは従うべき基準となります。放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこと。放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員をもってこれに代えることができること。放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと、資格としては保育士、社会福祉士、教員免許を有する者等です。次に参酌すべき基準ですが、支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること。再び従うべき基準として、放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないことが示されております。

その他として各項目が参酌すべき基準となります。利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止。職員の利用者に対する虐待等の禁止。利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理。感染症又は食中毒の発生、まん延の防止。必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること。放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること、事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容、開所している日及び時間、支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額、利用定員、通常の事業の実施地域、事業の利用に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待の防止のための措置に関する事項等。職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備。職員の秘密の漏洩の禁止等。利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等。市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善。社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力。開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。保護者との密接な連絡。市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援。事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等。賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償。以上が参酌すべき基準として示されております。

経過措置としまして、施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含めることがございます。

条例の改正等についての説明は以上となります。

(会長)

事務局から、児童に関わる皆様のご意見を、子ども・子育て審議会に

挙げていくとの説明がございましたので、おひとりずつご意見をいただきたいと思います。

(委員)

資料1の2番は、小学1年生から3年生までというものを小学生に改正したいとの資料ですが、以前の会議でもおっしゃられていたように、現在市内の学童クラブは1年生から3年生で定員いっぱいだと思うのですが、学童クラブの対象を小学生に改正してしまった後に、高学年の申込みが来る可能性もあると思われます。定員の方針としてはもちろん小学生という枠で考えると思いますが、やはり府中市内においては原則1年生から3年生までを基本に考えていくべきだと感じています。施設の設備や大きさにもよりますが、小学生と謳っておきながら、補足という形で「低学年を優先とする」といった文言があった方がいいのかなと思います。

(会長)

前回の会議において、学童クラブによっては非常に厳しい状況でもう入所できないというようなこともあり、小学校高学年はできるだけ放課後子ども教室を利用してほしいとの話になっていましたね。

(委員)

今回の学童クラブ条例は、国が変えてきたという部分があると思いますが、予算に関してはどう変わっていくのでしょうか。府中市が独自で予算を組む必要があるのか、また、国からの補助金はあるのかということをお教えいただきたいと思います。

(事務局)

予算につきましては、新制度に移行したからといって補助金の仕様が変わるということはありませんが、現在は学童クラブごとに補助金をいただいております。そこで対象が拡大していった場合、例えば今ある学童クラブの人数が増えた時は、増えた分に応じて補助金がもらえることになっています。これは現在も同じ制度なので、この方向が変わることはありません。対象が増えたら増えた分だけ府中市の持ち出しも増えてはいきますが、国からいただく補助金も増えるという状況になっております。また補助金については、今年度分しか示されていないので、27年度からどうなるかはまだ確定しておりません。ただし国は誘導策として、4年生から6年生を受け入れるところと受け入れないところを区別する可能性はあると

申しております。

(委員)

資料1に民間事業者の学童クラブ事業参入を想定とあるのですが、民間事業者から府中市に対して問合せはあるのでしょうか。

(事務局)

現状では民間事業者からの問合せはございません。民間事業者が全く府中市内にないというわけではなく、塾のような形態で学童と名乗っているところはあるのですが、先ほどご説明させていただいた運営基準にあっているような民間事業者というのは現状では把握しておりませんし、やりたいという希望も府中市ではいただいておりません。

(委員)

1年生から6年生までを受け入れるという条例になったわけですが、まず施設が学校の中と学校の外にあるのはどう考えているのか、ということをおもいました。学童クラブで4年生から6年生を受け入れるとなると、放課後子ども教室との連携性が重要になってきますが、学校外に設備があるとすると、その連携の面で支障があると考えます。また、それに関連して、全国的に見て学童クラブにおける高学年の割合というのはどれほどのものなのかということも気になりました。

それから資料の中の従うべき基準にも問題があると感じています。職員関係の基準に関して、府中市としてすでに独自の基準を作っているのか、これから新しく作っていくのか、どちらなのでしょう。従うべき基準は解釈次第で有資格者がいなくても、経験者がいれば問題ないととれてしまいます。そうすると東京都や他市とのレベルの差が生まれかねないのではないのでしょうか。また放課後子どもプランの中で放課後子ども教室を長い間やってきて思うのは、やはり通っている児童は1年生から4年生が大半を占めていて、高学年の居場所づくりの方は出来ているのか疑問であるということです。その他に放課後の充実性を補える部分があれば、そちらにも予算等を割いていただいて両者がうまく協力できるような形がいいのかなと感じています。

(事務局)

まずご質問のあった全国の学童クラブの状況について回答いたします。今の法律の中では、児童福祉法第6条で、おおむね10歳未満の子どもを対象

にするという文言が記載されており、学童クラブの3年生までという根拠がこれにあたります。自治体によっては、小学2年生までしか受け入れていない所や、逆に余裕がある所ではもっと上の学年まで受け入れているというところも若干はございます。しかし多摩地域において一般的に学童クラブと言っている所は3年生までという形になっています。先日26市の課長会がございまして、そこで意見交換をしてきたのですが、多摩地区はどこも状況は同じで、今すでに学童クラブの定員を超えるている所もあり、果たして高学年を受け入れられるのかと考えた時に、26市全てが新しく建物を建てるということはしないという考えでした。ただし余裕教室のある学校とない学校という点で差があり、府中市は余裕教室が十分にはありません。しかし今委員の方から指摘のあった、放課後子ども教室の充実ということは本当に大切だと私も考えておりますし、現状を悪くするということをしたくないと思っています。今まで1年生から3年生までは受け入れてきていますので、3年生までの受け入れは確保したいと思えます。ただし4年生以降の児童に関してニーズ調査をしていますが、数字にばらつきがある状態なので今後保護者の意向も伺いながら検討していきます。

また基準の話ですが、国が厚生労働省令というものを出示して、その省令に基づいて全国の自治体が運営基準を定めるようになっています。では府中市はどうするかと考えた場合、現在の府中市の水準が他の自治体に比べて決して低いとは考えていません。その中で、従うべき基準や参酌すべき基準というのは、民間事業者を想定したものではありますが、当然事業者として私達も拘束されます。私達は概ねこの基準を満たしていると考えていますが、中でも参酌すべき基準の運営の仕方で40人以下とするという点では、ご存知かとは思いますが現在40人を超えて育成をしているという所があります。また1.65㎡の専用区画の問題は避けては通れないということを感じております。現状から分析いたしますと、1.65㎡の基準を満たしている学童クラブと厳しいと感じている学童クラブがございます。しかし国の方から1.65㎡は実人数に対しての基準ということを知っておりますので、学童クラブの出席率である63.9%を学童クラブの定員に掛けると、それほど基準の1.65㎡とかけ離れているわけではないというのが現状です。

また最後に、このことに対して私達も国に色々と聞いてはいるのですが国がまだ回答を出せずにいます。自治体の裁量に任せると言われるなど、質問の回答が保留されるなどしておりますので、非常に歯切れの悪い答えもあつたと思えますが現状をお伝えいたしました。

(委員)

先週小学校では保護者会が開催され、普段20人～30人程度しか参加しないけやきッズに、その日は120人以上の参加がありました。もちろん教室には収まりきらず、校庭にもたくさん子ども達が遊びまわっていたという状況でした。親にとっては、金額的にも年間いくらか払えばいざという時に預けることができ、利用しやすいという面から、とりあえず登録して保護者会などの時だけけやきッズに子どもを預けるという利用方法をしている人が多い、というのが現状です。これに対しスタッフは3～4人で見守り、雨が降ったら動きようがなくなってしまう、というような大変な状況でやっているのがけやきッズです。学童クラブとの違いは、毎月お金を払ってでも預かってほしいという親の思いであり、そういった面から学童クラブは本当に必要とされている施設だと感じています。

その学童クラブは現在定員がいっぱいで、けやきッズは普段少ないという状況から、私は以前から申しあげているように、けやきッズの方を充実させていくのが良いと思います。そのために学童クラブやけやきッズの根本を崩す必要はなく、現状のシステムをそのまま利用して、より一層利用価値を高めるというのが私の一番の意見です。

この協議会が始まった当初は、この話題を出すつもりはなかったのですが、今年から府中版のコミュニティ・スクールという取組が始まりました。これは地域の方をコーディネーターとして配置し、地域とともに学校を活性化させ、子ども達の育成を考えるというものです。実際は足並みがバラバラで、府中市からは何かやってくれという漠然とした要求だけなのです。その中で防災訓練やお祭などをやるのですが、保護者から補習授業や習い事のようなことをやってほしいという声があがってきました。また、普段スポーツをしていない子ども達がスポーツに触れられる機会を作ってほしいというような意見もございました。様々な学校から様々な意見が出てきているのですが、児童青少年課としてはコミュニティ・スクールの存在をどう考え、意見を捉えているのかが気になりました。

今度、PTA連合会と教育委員とで懇談会の開催が予定されており、そこで子ども達の放課後の在り方について、委員の方達と話し合おうと思っています。やはり各PTA会長も子ども達の放課後というものを気にされているようでしたので、学童クラブだけではなく、けやきッズの充実を図り、学童クラブの負担を減らしていくのが良いと思います。

(委員)

委員の話にもあったコミュニティ・スクールですが、実は当時に同じことを目指して始まったのが放課後子ども教室でした。その時も府中市は模

素するような状態が続いていて、学童クラブと放課後子ども教室を一緒にしてはどうか、という話もありました。しかし府中市側の説明に問題があり、PTA連合会との調整がうまくいかなかったという経緯がございました。その中で既に5年程実施をしてきて、良い所や悪い所も見えてきた頃だと思えます。そこで年に1～2回は各委員長で集まり、ディスカッションしたり情報交換をするのが府中市としての使命だと思っていましたが、それもなかなかうまくできませんでした。学校側はどうかと言えば、学校も対応に差異があり、相互の連携がうまく取れていませんでしたが、5年の間にPTAの理解も得ることができ、各校が同じ方向を向いて良い感じになってきたと感じます。

よりよい地域社会の見守りや子育て支援を委員の皆様が検討しているという状態だと思うので、放課後子ども教室には予算があれば割いていただいて、充実したよりよい事業をしていただきたいと思えます。その後、学童クラブはどうするかという話ですが、やはり連携面から、施設は学校の敷地内に入れていただくのが良いと思えますが、空き教室を積極的に使うという話も出ていて、根本的にやるにはどうすれば良いかというのはまだ疑問に思っています。しかしながら、これをやれば正解というものはないと思うので、切磋琢磨して良い方向に向かっていくことが重要だと思えます。参考として、同じ方向に向かっている他の自治体が、どんなことをしているかというのを、事務局で調べていただきたいと思えます。

また予算について、いままで通りの予算で持続していくのか、ということも疑問に思っています。もし同じ予算で平均レベルをあげていくとしたら、NPOや地域の見守り員、PTAの方など負担になり、大変なことだと思えます。どうしていくのか、ということに関しましては、PTA等を含めた連絡協議会をつくっていただいて、様々な自治体の例を取りあげるなどしてその中で協議していくのが良いかなと感じます。

(委員)

私からは3点ございます。まず最初に、先ほど学童クラブの入会対象を小学生にして低学年を優先にしてはどうか、との意見があったのですが、希望者は全員入れるという国の基準がある以上、やはり対象は小学生ということで良いのではないのでしょうか。その上で放課後子ども教室との連携は絶対に考えていかなければいけないと思えますが、あくまで学童クラブで預かるという安全性を担保した立場を維持していく必要があると考えています。

次に国の基準についてですが、これは何にでも当てはまり、はずれのな

い、非常に曖昧な基準だと思います。解釈の仕方により緩くすることも可能になります。今後民間や指定管理の導入も想定しているならば、少なくとも最低基準となる厳格な基準を作った方が良いと思います。現状を維持したいと考えているなら、現在の基準を最低基準として設定するなど、そのような明確な基準を盛り込んでいかなければいけないと思います。

最後に、国の基準の中に、障害児について何も触れられていないことが気になりました。受け入れ基準などは府中市独自に作っていると思うので、民間や委託業者にはそれを理解し納得した上で学童クラブの運営をしてもらいたいと感じました。

(会長)

皆様からたくさんのご意見をいただいたので、事務局の方でまとめていただきたいと思います。

それでは続いて次の議題について、事務局から説明していただきたいと思います。

イ 子ども・子育て支援計画（仮称）における学童クラブ事業の確保策について

(事務局)

子ども・子育て支援計画（仮称）における学童クラブ事業の確保策についてご説明させていただきます。この確保策というものは、子ども・子育て支援3法に伴い、事業計画を全ての自治体で定めなければいけないというかたちになっており、少なくとも東京都の中では、事業計画をまとめたものを東京都を経由して国に提出することになっています。この確保策というのは学童クラブだけでなく、保育所の必要な量の確保というのも今後何年間かけてやっていかなければいけないという計画になっています。

過去に皆様にお渡しした資料で、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量調査という資料があります。これは平成27年度から平成31年度までの学童クラブのニーズ量を調査したものであり、現在保育所に通っている方も含め、この先必要になる方に聞いた結果になっております。平成27年度ですと、およそ1,700人くらいのニーズ量が低学年にはあり、これは現在の状況とほぼ同じです。これが徐々に減っていきまして、平成31年度には低学年は1,644人のニーズ量になります。高学年に関しては873人のニーズがありまして、これも徐々に減っていくと推計されます。確保策で大きな問題の一つは、高学年のニーズが800台半ばあると

いうことです。この調査とは別に現在府中市の学童クラブに通っている児童の保護者の方にもアンケート調査を実施したことがあります。やはり高学年になりますと学童クラブも利用したいが、並行して習い事等にも通わせたいというアンケート結果も出ております。仮に800人来るといたしましても、22校で割ると1校あたり40人程度で、さらにこの人数が毎日来るとは思っておりませんので、確保策としては放課後子ども教室の充実ということで対応できるのではと考えています。また、現在の学童クラブを増築するという考えはありません。これは府中市の公共施設マネジメントという絶対的な考えがあり、施設を増やさないということになっています。一部例外として臨時的に仮設を作ることもあるかもしれませんが、基本的に施設は現状維持となり、当然ながら学童クラブもその対象になります。

こうした中で、けやきッズとの連携・一体化や民営化等全て含めて考えると、まずは学校施設を確保策として検討していくのが良いと私どもは思っています。先ほどもお話ししましたが、実際に民間が参入してくるという相談は府中市では未だありません。東京都には都型学童クラブという補助金制度がございまして、民間会社やNPO法人が学童クラブを作るときにその補助金を使うことができるという制度が今までもありました。府中市ではこの制度を利用した都型学童クラブというものは無いというのが現状です。先ほども補助金のことについて委員の方から質問がありましたが、たしかに国が消費税を上げた時に、1兆円程度を子どもの関係事業に配分すると言っているのですが、果たしてそのお金が放課後児童事業までまわってくるかと言えば、優先順位が低いように思われます。そういった中で、民間の参入を誘導する策が見えない状況ですので、この現状で確保策を考えると、やはり学校施設の積極的な活用を設定させていただきたいと思えます。合わせて先ほどご指摘いただいた、学校との連携についても改めて必要性を感じましたので、徐々に連携ができてきた中で学校の方ともご相談をさせていただきながら、まずは学校施設の有効活用を考えているのが現状でございます。

(会長)

事務局より説明がありましたが、ご意見や質問はございますでしょうか。

意見、質問等特になし

(会長)

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

(事務局)

次回につきまして、9月10日(水)午後6時30分から開催したいと思いますので、よろしく申し上げます。正式な通知は改めてお送りいたします。

(会長)

それでは、最後に副会長から閉会のあいさつをお願いします。

(副会長)

皆様お疲れ様でした。今日はいつもと違い条例の改正について、知っているところや読みづらいところ等、様々な意見を出していただきましてありがとうございます。次回9月10日にまたお会いできることを楽しみにしています。それでは、第2回放課後子どもプラン検討協議会を閉会いたします。ありがとうございました。